

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条

当社は、この契約約款に基づき、「フレッツ ADSL インターネットサービス」を提供します。

(用語の定義)

第 2 条

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
(1)「フレッツ ADSL インターネットサービス」	この契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス
(2)契約者	この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、「フレッツ ADSL インターネットサービス」の提供を受ける者
(3)利用契約	この契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される「フレッツ ADSL インターネットサービス」の提供に関する契約
(4)契約者設備	当社の「フレッツ ADSL インターネットサービス」の提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(5)「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備	当社が「フレッツ ADSL インターネットサービス」を提供するにあたり、NTT 東日本が提供するフレッツ ADSL 接続サービスが設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア 及びインターネットサービスを行うのに必要な、当社の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(6)消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(7)アクセスポイント	NTT 東日本が提供するフレッツ ADSL 接続サービスにより指定された接続ポイント
(8)ユーザ I D	パスワードと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(9)パスワード	ユーザ I D と組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第3条

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備に入力された日に行われたものとします。

注)『「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備に入力された日』とは、契約者が通常の方法でホームページにアクセスすれば、複雑な操作をすることなく、容易に閲覧できる状態に置く程度に入力された日を意味しますが、契約者が実際に読むことまでを要求するものではありません。

(契約約款の変更)

第4条

当社は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

- 2.当社は、前項の変更を行う場合は、7日の予告期間において、変更後の契約約款の内容に関して、当社ホームページを通して告知するものとします。

(合意管轄)

第5条

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、新潟地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第6条

この契約約款(この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします)に関する準拠法は、日本法とします。

(協議)

第7条

この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

第2章 「フレッツ ADSL インターネットサービス」 契約の締結等

(利用契約の単位)

第8条

利用契約は、料金表に規定する「フレッツ ADSL インターネットサービス」(以下「本サービス」といいます)の料金に基づいて締結されるものとします。

(利用の申し込み)

第9条

本サービスの利用の申し込みは、申込者が、必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出するか、ホームページにより申し込みを行うものとします。

(承諾)

第10条

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定めるいずれかの方法による申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。但し、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。
- (2)本サービスの利用料金の決済に用いる申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。
- (3)申込者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申込の際に法定代理人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。
- (4)申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。
- (5)申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。
- (6)当社の本サービスまたは他のサービスに対し、故意に障害を起こす恐れのある利用方法を当社または他社で過去に行ったことがあると判明した場合。

(契約者の地位の承継)

第11条

相続または法人の合併により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

(契約者の名称等の変更)

第 12 条

契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いる預金口座を変更したときは、変更があった日から 15 日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは当社に提出するものとします。

(利用契約の変更)

第 13 条

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。但し、第 10 条(承諾)各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

(契約者からの解約)

第 14 条

契約者は、利用契約を解約しようとするときは原則として、解約予定日の 1 ヶ月前までにその旨当社に通知するものとします。

(当社からの解約)

第 15 条

当社は、第 37 条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 10 条(承諾)の第 2 号、第 4 号もしくは第 5 号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第 37 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(権利の譲渡制限)

第 16 条

この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

第 17 条

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、第一種電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を NTT 東日本指定のアクセスポイントに接続するものとします。

3. 当社は、契約者が前項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第 3 章 サービス

(サービスの種類と内容)

第 18 条

本サービスの種類及びその内容は、下記に規定するところによります。

2. フレッツ ADSL インターネットサービス

(サービスの提供区域)

第 19 条

本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、日本国内とします。

(技術的事項)

第 20 条

本サービスは NTT 東日本、又は NTT 西日本の回線におけるフレッツ ADSL に加入している事を必要とします。

(本サービスの廃止)

第 21 条

当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 2 ヶ月前までに通知します。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第22条

本サービスの利用料金、算定方法等は、料金表に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第23条

契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

- 2.前項の期間において、第35条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
- 3.第37条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったとき、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

第24条

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次項の方法で支払うものとします。

- 2.当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
- 3.前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。
- 4.請求は原則として利用月翌月払いとするが利用料金の遅延があった場合や契約者の承認の基に利用前の請求をおこなうことができるものとします。

(遅延利息)

第25条

契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

- 2.前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

(ユーザID及びパスワード)

第26条

契約者は、ユーザIDを第三者に貸したり、第三者と共有したりしないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、契約者のユーザID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

(自己責任の原則)

第27条

契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

第28条

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為

(11)他の契約者設備または「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(12)その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、または他者に不利益を与える行為

(13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様や目的でリンクをはる行為

(契約者の関係者による利用)

第 29 条

当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2.前項の場合、契約者は、当該関係者が前条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

第 6 章 当社の義務等

(当社の維持責任)

第 30 条

当社は、当社の「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

(「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備等の障害等)

第 31 条

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに、障害の状況に応じた当社が適当と思われる方法でその旨を告知するものとします。

- 2.当社は、当社の設置した「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備を修理または復旧します。
- 3.当社は、「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備等のうち、「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

- 4.当社は、「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

(通信の秘密の保護)

第 32 条

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条(秘密の保護)に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

- 2.当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3.当社は、契約者が第 28 条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

(個人情報等の保護)

第 33 条

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条(通信の秘密の保護)第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

- 2.当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。
- 3.当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 4.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。
- 5.当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

(利用の制限)

第34条

当社は、電気通信事業法第8条(重要通信の確保)に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

(保守等によるサービスの中止)

第35条

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社の「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2)第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (3)前条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行なっている場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(情報等の削除等)

第36条

当社は、契約者による本サービスの利用が第28条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第28条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求。
- (2)他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求。
- (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求。
- (4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置く。
- (5)第37条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止。
- (6)第15条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約。

2.前項の措置は第27条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(利用の停止)

第 37 条

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用が第 28 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(情報等の削除等)第 1 号ないし第 3 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (4) 本サービスを利用しているお客様が、本サービスを利用している他のお客様や当社の他のサービス、他者のインターネット利用に迷惑をかけていることが明らかで、改善のために緊急の要があり、改善を通知する連絡が取れない等の時
- (5) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 8 章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第 38 条

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥った場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社は賠償責任を負わないものとします。

2. 利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとします。
3. 「フレッツ ADSL インターネットサービス」用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
4. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときは各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第 1 項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

(免責)

第 39 条

当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。但し、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3.当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則この契約約款は、平成 14 年 8 月 19 日より有効となります。

付則この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日より変更実施する。

付則この契約約款は、平成 28 年 5 月 1 日より変更実施する。

付則この契約約款は、令和 3 年 3 月 26 日より変更実施する。

料金表

料金の算定方法

1.料金の対象期間

各月 1 日より月の末日までを日数によらず 1 ヶ月とします。日割りは行いません。

2.月額料金(消費税込)

1 契約(1 接続 ID)につき月額 **2,134 円**の固定料金とします。

※最低利用期間はございません。

3.その他

当社は同サービスで、メールアドレスを 1 個無料で提供いたします。ウィルスメール除去、スパムメールブロックは自動的に付帯します。メールアドレスの追加は別途オプションサービスのメールサービス規定によります。